

## 第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク

### ② 評価調査者研修修了番号

SK2021092、SK2021085、  
SK2022013

### ③ 施設の情報

名称：国立武蔵野学院	種別：児童自立支援施設
代表者氏名：河尻 恵	定員（利用人数）： 70名
所在地：さいたま市緑区大門1030	
TEL：048-878-1260	ホームページ： <a href="https://www.cfa.go.jp/musashino/">https://www.cfa.go.jp/musashino/</a>
【施設の概要】	
開設年月日 大正8年3月22日	
経営法人・設置主体（法人名等）：国（こども家庭庁）	
職員数	常勤職員： 48名 非常勤職員 4名
有資格 職員数	児童自立支援専門員 27名 看護師 1名
	心理療法士 3名 調理師 2名
	栄養士 1名
施設・設備 の概要	生活寮（普通寮・交替寮）6カ寮 本館、学習棟、
	観察寮3カ寮、自活寮1カ寮 給食棟、体育館

### ④ 理念・基本方針

#### (1) 理念

- いのちを尊び、より健康でゆたかな自己の実現にむけて、自己を高めていける人間になるよう共に育むこと
- 創造的な問題解決ができ、自立した社会人として、健全な社会生活を営む人間になるよう共に育むこと
- 自然、社会、人間などあらゆるものと、調和のとれた共生ができる人間になるよう共に育むこと

#### (2) 基本方針

上記「基本理念」及び「児童自立支援施設運営指針」等の趣旨に基づき、子どもの最善の利益を追求し、子どもへの支援の質の向上を図るための運営を行う。また、過去の

第三者評価や所管省庁である厚生労働省（※）による援助指導監査の指摘事項等も踏まえ、国立児童自立支援施設としての具体的な取り組みと、さらなる機能の充実・発展を目指すと共に、社会的養護における子どもの支援の充実を図る。

※令和5年度からはこども家庭庁へ移管

#### ⑤施設の特徴的な取組

- ・「開放的」かつ、「安全・安心な環境で自立を促す支援」（時間、場所、人など「枠のある生活」）
- ・小舎夫婦制による家庭的で継続的な一貫した支援「育て直し」
- ・関係性（職員と児童、児童同士）を重視した支援（自己肯定感の向上・他者の尊重・社会的スキル、生活力の獲得）
- ・強制的措置の使用が可能（家庭裁判所の許可により、必要に応じて一時的に行動の自由を制限することが認められている）
- ・医療的支援の充実（医師、心理士、看護師の配置）
- ・さいたま市立美園中学校分教室による学校教育の実施（福祉と教育の連携、平成18年度より設置）
- ・附属人材育成センター研修部/養成部（全日課程・通信課程）
- ・年長児支援（通信制高等学校、介護職員初任者研修、建築CAD検定等）

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年8月3日（契約日）～ 令和6年3月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成30年度

#### ⑦総評

◇特に評価の高い点

○「充実した人的・物的・自然環境のもとで子どもたちが課題に向き合い、自信を積み重ね、自己肯定感を育む養育や支援に取り組んでいる」

子どもたちと生活をともにする「小舎夫婦制」における一貫した支援と、施設内学校等、他課室の全ての職員があらゆる場面で連携したチーム養育を行い、医師、心理士、看護師による充実した医療的支援が行われている。東京ドームの約2.5倍ある広大な敷地に、多数の樹木や草花が季節に応じて姿を変化させている。子どもたちが住み学ぶ寮や学習棟の他、グラウンド、体育館、プール、田んぼ等が整備されている。こうした人、物、自然の環境のもとで、子どもたちの心のケアを行いながら、自身の課題に向き合わせ、自信を積み重ね、価値観の幅を広げ、協調性や社会性を身につける支援に取り組んでいる。

○「高い志を持って全国の児童自立支援施設のロールモデルとして積極的な取り組みが行われている」

施設は「特に専門的な指導を要する子どもを入所させて、その自立支援を行うこと、あわせて全国の児童自立支援施設の運営の向上に寄与するための事業を行うこと」を目的として設立された国立施設である。施設理念の根幹にある「共に育む」を踏まえ「Withの精神」を掲げて、子どもと共に暮らし、同じ立ち位置で、指導者意識を持たない支援を目指している。また、理念の実現をめざし、中・長期目標を明確にした施設運営のもと、「開放的」かつ「安全・安心な環境で自立を促す支援」、「小舎夫婦制」による家庭的で継続的な一貫した支援「育て直し」、年長児支援の充実、地域交流・関係機関との連携、職員の確保と育成等に、積極的な取り組みが見られる。また、附属人材育成センターでは、新任施設長や階層別等の研修を実施し、施設は、実習の場と事例をケースとして提供している。養成部を通じた人材確保等を含め組織の融合を進めている。

#### ◇改善を求められる点

●「子ども目線で地域を捉え、子どもの居住地を含めた複合的な地域交流に取り組んでいくことが望まれる」

国立施設として専門的な指導を要する子どもを全国から受け入れており、アフターケアにおいては、退所した子どもや家族が来院した際に相談に応じ、措置児童相談所や原籍校等と連携して支援している。子どもが居住する地域社会で自立した生活を送るためには、子どもの目線で地域を捉え、見守りなどの支援体制を構築していくことが求められる。地域の支援者が施設の行事に参加したり、子どもの家庭訪問をするなど、地域社会で一定程度自立するまで継続的な支援が行われるよう、地域の福祉施設や民生委員児童委員協議会等と複合的な地域交流を図っていくことが望まれる。さらに、居住地が遠地の場合の、オンラインを活用したコミュニケーション等について、一層取り組んでいくことに期待したい。

●「「小舎夫婦制」を維持、発展させるために、女性の地位の向上が期待される」

「小舎夫婦制」をとる施設は、社会情勢や労働環境の変化により、減少傾向にあり、また、入所してくる子どもの多様化により、職員に対する支援レベルは高度なものが求められている。そのような中において、施設では、「小舎夫婦制」の維持に向けて、今年度、宿直体制の整備に着手し、寮担当職員以外の職員も宿直に入り、子どもたちと食事を共にする「寮ランチ」を行うなどして、負担軽減に努めている。その他、附属人材育成センター養成部のカリキュラムに施設実習を導入し、学びの機会を増やし、人材確保にも努めるなど多面的にアプローチをしている。一方、現行の「小舎夫婦制」は、夫が寮長で妻が副寮長（あるいは寮母）となっているが、2016年に「女性活躍推進法」が施行され、一般社会では女性がリーダーになることもあり、家庭においても、夫婦間の役割が多様化している。新たに妻が寮長になることで、仕事に対する意識が変わり、やり甲斐につながることも考えられるため、先駆的な取り組みとして、検討をはじめ、全国に発信していくことを期待したい。さらに、職員の意向や希望を十分聴き取り、女性が寮長になった場合の成果と課題をあらかじめ検証されたい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今般の第三者評価結果を踏まえ、改善を求められる点については、学院全体としての認識の共有を図りながら取り組み、健全な施設運営とさらなる支援の質の向上を図っていきたい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設の理念は、ホームページや「自立をめざして」を表題とした学院のパンフレット、見学者や措置児童相談所向けの「国立武蔵野学院の概要」に掲載している。また、施設内、本館玄関、学習ホール、講堂入り口にも掲示して、子どもや職員に周知している。職員には事業計画書や年報(事業報告書)を通じて、子どもには「学院生活のしおり(子どもの権利ノート)」、「国立武蔵野学院の紹介」にルビを振り、表現を工夫し、解説を付して掲載し、入所前は措置児童相談所を介して、入所当日は職員が説明して理解を深めている。保護者には必要に応じて子どもと同じ「国立武蔵野学院の紹介」を渡して説明している。職員は理念の根幹にある「共に育む」を踏まえた「Withの精神」をスローガンとして子どもたちと共に暮らし、同じ立ち位置に立って、指導者意識を持たない支援を目指している。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・国立施設であり、人材養成・育成機関を併設し、全国の児童自立支援施設のロールモデルとなることを目指すことから、社会的養護を含む児童福祉全般の動向の把握に努めている。所管である子ども家庭庁の資料や児童福祉、少年非行関連の書籍を回覧するとともに、図書資料室を開設して、関係者の利用に供している。地域の動向に関しては、地域連絡協議会を開催している。また、入所者は全国から来ており、子どもの立場に立てば「地域」とは子どもが暮らしていた場所でも全国にあるとも言える。その中には、自治体の社会的養育推進計画</p>		

<p>に児童自立支援施設の記載がないところもある。施設では措置児童相談所を介して「地域」の動向把握を行っているが、不十分な面もあると認識している。近年オンライン面接を導入して、遠隔地と対面での情報交換ができるなど、情報インフラの進展を生かした充実に努めている。</p>		
③	<p>I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>	a
<p>・組織や職員に関する諸課題を抽出し、改善に着手している。現状の主な課題は、「小舎夫婦制」の担い手の確保と体制整備、女性管理職の登用、常勤職員の高齢化、学院と人材育成センターの融合、地域ニーズの把握や関係機関との連携などであり、それぞれ対応を進めている。とりわけ重要な「小舎夫婦制」の担い手の確保と体制整備に関しては、「寮ランチ」「夜間特別宿直」を実施しており、子どもの部屋の個室化についての検討に入っている。</p>		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
<p>I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>		
④	<p>I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・平成30年の創設100周年の節目に「武蔵野学院グランドデザイン」を公表している。本学院のハード・ソフト両面を最大限に活用した「通所」「相談」「交流」「里親支援」等をモデル事業として検討し、新たに「武蔵野わくわく塾(仮称)」を試行。Withの精神により、社会的養護の子どもたちを作らないためのモデル事業を、全国の児童自立支援施設に展開するというビジョンを立てている。施設の中長期目標はこのビジョンを念頭に、①「小舎夫婦制」維持のための体制整備と人材確保、②チーム養育の確立、③武蔵野学院と人材育成センターの融合を掲げている。また、課ごとにも中・長期目標を掲げている。学院全体の中・長期目標を踏まえ、支えて行く構造になっている。今後、年度ごとの具体的な達成目標と達成期間を明確にした、中・長期計画の策定が期待される。</p>		
⑤	<p>I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設の事業計画書は、全体の計画と部門別の計画、それぞれにコラムを設けて「中長期目標」を掲げている。それぞれの中・長期目標が、単年度事業計画の実践を通して、目指すべき指針として、常に意識付けを強化するしくみとなっている点は特筆すべきである。また、子どもの行事については、実施後に振り返りを行っており、課題や改善点を共有して策定している。</p>		
<p>I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
⑥	<p>I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・事業計画の策定プロセスは、各係で素案を作成することから始まる。素案は課で取りまと</p>		

められ、前年度の実績等を踏まえて全体で確認している。また、毎年度、事業報告を「年報」としてまとめ、実績が詳細に記されている。そのため、次年度の事業計画策定のベースとして、また、関係機関等に提供しており、施設の実践のあらましが共有されることで、理解と連携にも寄与している。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度の事業計画そのものについて、資料配付や掲示は行っていないが、新年の集会の挨拶や、毎週月曜日に集う講堂集会での挨拶において、説明している。子どもや保護者に向けて年間行事案内などのスケジュールだけでなく、事業計画の概要をわかりやすく説明した文書等を作成して、説明・周知するなどの工夫が望まれる。</li> </ul>		

#### I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の質向上に向けて、施設では、年に1回以上、自己評価を行い、所管省庁の「援助指導監査」を受け、コロナ禍で一年延期したが、原則3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審している。また、評価結果や援助監査結果は組織内で共有しており、指摘事項の改善に取り組んでいる。</li> </ul>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「援助指導監査」や福祉サービス第三者評価などの指摘事項を主体的に受け止め、改善策を立てて実施している。例えば、前回の福祉サービス第三者評価の指摘事項に関して、支援について「文科系クラブの活動増加」という指摘に対し、陶芸教室やオセロゲーム大会の開催を実施し、情報発信について「外部機関・保護者への提供方法」の指摘には、オンライン面談の実施や「年報」発送にデータ送信を取り入れ、配付先を増やしつつ、配付業務を減らしている。また、人材育成について「職員の年齢構成是正・人材確保」に関しては、附属人材育成センターと連携した取り組みを行い、リスクマネジメントについて「地震時の敷地内の全環境への影響分析」の指摘については、「木のハザードマップの作成」、地域交流について「さらなる施設開放」についてテニスコートを地域に開放するなど、具体的な改善実績と成果を出している。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ—1—（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—（1）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設長は、施設運営について「むさしの新聞」年始の特別号に所感を公表し、職員や子どもたちに周知している。また、季刊紙「むさしの」の巻頭言でも、方針や取り組みについて掲載している。施設では、職務分掌については課ごとに作成されているが、施設長と次長の職務分掌の記載は見受けられない。一方、こども家庭庁の組織規程の中に、施設長は施設の事務を掌理すること、次長は、施設長を助け施設の事務を整理すると記されている。課長以下は、こども家庭庁の組織規程を基に、施設内で運用する職務分掌の詳細な定めをしている。施設長と次長についても職務分掌を明確にしておくことが望まれる。</p>		
11	Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・守るべき法令や倫理については、全国児童自立支援施設協議会の会議などを通じて理解を深めている。また、附属人材育成センターにおいて、全国の新任施設長に講師として法令遵守等の講義をするなど、リーダーの立場にある。施設内においては庶務課を通してこども家庭庁の関係するオンライン研修の受講を指示し、年度初めの職員会議では「被措置児童虐待の防止」資料を使い、周知しており、会議を通じて法令遵守について適宜、わかりやすく時間を取って説明、周知することに心がけている。</p>		
Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・昨年度から毎月ケース検討会議を実施し、ケースについてさまざまな角度、意見を引き出しあい理解を深めている。また、近年、性的な問題を抱えている子どもの入所が増えていることから、思春期塾を立ち上げた職員を支援して「性教育検討委員会」を設置し、子どもたちに向けた講義や演習の実施をオーソライズし、支援している。さらに、自立支援票会議などの支援の着眼点や課題、何を大切にすべきかに関して施設長からコメントをするなど、職員の資質向上と支援のレベルを高めることにリーダーシップを発揮している。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・月曜を除く毎日、朝会を開いて引き継ぎや支援に関する話し合いなどを行い、毎週金曜日には幹部会議を開いて、施設全般に渡った話し合いをしている。そして、毎月職員会議を開いて日頃から把握した実態を整理し、課題を全職員が共有している。施設の支援の根幹と言える「小舎夫婦制」の体制整備に関して、今年度は宿直体制の整備に着手し、寮担当職員以外の職員が子どもたちとともに食事をする「寮ランチ」を行い、附属人材育成センターの養成部の学生などのカリキュラムに施設での事例を積極的に導入して、学びの機会を増やし、就職に結びつけるなど、多面的なアプローチが見られる。人員配置や就労環境の整備にも取</p>		

り組んでおり、施設長自身が施設の敷地内に居住しながら、職員とのコミュニケーションを大切にして、養育の質の向上に努めている。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-1 (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-1 (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・職員の平均在職年数は長く定着の面では安定しているが、職員の平均年齢の高齢化が進んでいる。施設では若手人材確保のために、定員の範囲内で職員募集を行っている。また、附属人材育成センター養成部では、寮での実習などを行いながら卒業までに4種の専門資格を取得することができ、即戦力となる福祉人材の育成に努めている。</p>		
15	II-2-1 (1) -② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設理念そのものが施設の期待する職員像である。子どもと一緒に住み、同じ立ち位置で、指導者意識を持たず「Withの精神」で「共に育む」ことを目指している。また、職員の人事評価は、業績評価と能力評価の2側面から行われている。評価は、人事管理のツールであり、個々の職員が自らの強み・弱みを把握して能力開発に取り組む、人材育成の意義も有している。業績評価は、上半期と下半期の2回、目標の業務内容及び目標外の業務内容について自己申告をして、評価者等の所見を得ており、全体評価等は評価者と調整者が所見・全体標語を示している。能力評価は、毎年秋に行われており、職責に基づいて遂行した事項を自己申告し、評価者と調整者が所見を記載して、秀でている点と改善点をまとめ、結果はベースアップ等に反映されている。なお、人事表は人事評価ガイドに基づいて運用しているが、期待する職員像とのリンクがより明確になることが望まれる。</p>		
II-2-1 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-1 (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・人事評価に基づく施設長や管理職の面接等により、職員一人ひとりの希望やキャリア形成に配慮した人事異動等を行っている。就労について、各課長は超過勤務時間や有給休暇の消化状況を把握・対応しワークライフバランスの実現に取り組んでいる。また、在職5年、10年、15年など「節目休暇」を取得する制度がある。心理的な重圧にさらされる可能性に対応して、毎年、ストレスチェックを実施しており、35歳以上の職員は人間ドック、35歳未満の職員は健康診断の受診を義務づけるなど、心身の健康と安全の確保に努めている。</p>		
II-2-1 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-1 (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設では職員一人ひとりの将来の個人目標について「職員カード」を作成して把握してい</p>		

<p>る。毎年秋に提出してもらい、確認した職員の意向を人事評価結果とともに、次年度人事に反映するように努めている。「職員カード」に現在の仕事の状況や今後担当してみたい仕事、受講したい研修などを記載し、自己申告してもらい、施設長や上司との面談等を通して確認し、研修係が要望に沿う研修を紹介している。毎年度初めに作成する研修計画に基づいて、OJTとOFF-JTを組み合わせて、個々のニーズに沿った研修プログラムを策定している。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設の体制強化のため、職員の専門性を高めることを目的として、職員の勤務歴、勤続年数、人事評価目標等を踏まえ、職員研修を計画的に進めている。年度初めに職員の研修計画を作成し、内部研修は内外の専門職を招いて行い、外部研修や人事交流を進め、その成果は職員会議等での報告、あるいは報告書を読覧するなどして共有している。施設の職員会議は伝達、引き継ぎだけでなく、研修や研修報告の場でもあり、充実した内容となっている。施設は、職員の状況に応じて、求められる専門性等を明らかにして、適切な研修が明示できるしくみを構築することが必要と考えており、今後の取り組みに期待したい。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・年度初めに年間研修計画を策定して教育、研修機会を確保している。また、計画期間内であっても必要と思われる外部研修があれば情報を提供し、受講を支援するなど柔軟な対応をしている。しかし、業務の兼ね合いから参加できないことや、職員のキャリア、熟練度に応じた個別的なものになっているかについての観点では、さらに見直しを進め、より具体化していく必要があるとしている。</p>		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設に附属する人材育成センターでは、受講期間1年間の養成所生だけでなく大学生の実習についても蓄積したノウハウ、プログラムがあり、対応している。附属人材育成センターでは、全国の児童自立支援施設や児童相談所の専門職を対象とした研修を実施しており、職員もそれらの研修に参加している。新任施設長研修なども行っており、指導者育成の主体機関でもある。なお、実習生に対しては、指導者研修を充実し、実習生受け入れ指針及びマニュアルを策定するなど受け入れ体制の充実が望まれる。</p>		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行わ</p>	b

	れている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設のホームページでは、基本理念、組織、所在地、施設・設備、生活指導、学習指導、行事、子どもの権利擁護、地域交流、附属人材育成センター、研修計画、関係機関職員等に向けた講座案内や研究会活動紹介などが掲載されている。また、施設では季刊紙「むさしの」を発行し、措置児童相談所に施設の行事や職員の様子、子どもの様子を紹介している。施設職員が地域の学校に赴いて講演をする他、外部から多くの施設見学者を受け入れ案内・説明をするなど啓発にも努めている。今後は、ホームページに、事業計画や事業報告の概要、福祉サービス第三者評価結果なども掲載されることに期待したい。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・国立の機関であることから、経理、取引等について、こども家庭庁の所管部局及び人事院、会計検査院の監査を受けており、その結果を適切に運営改善にいかしている。また、取引や契約などについて、各課課長を委員とする公共調達審査会を四半期に一度開催して内部監査を行っている。経理等の事務担当職員は庶務課に属しており、職務内容を職務分掌に明記して、全職員に周知している。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・事業計画書の「学院全体」の項に『子どもを「社会全体で育む」』ことを掲げて、取り組んでいる。地域の関係機関、ボランティアなど、外部資源を活用した支援や交流を推進しており、子どもの自立支援の可能性を広げる取り組みを通じて、可能な限り、地域に開かれた施設運営を目指すとしている。具体的には、地域の祭りに年長児グループの子どもが参加して、学院で生産した米や野菜の一部を出品している。また、施設の行事、宿泊スキーの時などに、自分の小遣いで土産などを買い、店員とのやり取りの経験を通して社会性を養っている。施設の子どもは全国から集まっており、そうした子どもの目線から、子どもの最善の利益に立って「地域」を捉えなおすと、「地域」は施設所在地周辺の事でもあり、自分たちが卒園後に戻る場の事でもある。そのため、「地域」には二重の意味があり、後者に立てば、措置児童相談所との関係を含めて「地域」と考えられるため、地域交流についてのさらなる検証が望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・地域のボランティアの要望に即し、ボランティア及び学院との連携調整を図り、受け入れを検討すると事業計画書に記している。コロナ禍の影響があり、ボランティアの受け入れは</p>		

多くが見送られているが、施設のグラウンドを活用した、地元プロサッカーチームがサッカー教室を開催したり、演奏会を開くなどの実績がある。		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・入所している子どもは全国から来ているため、個々の子どもの状況に対応し「地域」に向けた取り組みは、物理的に難しい面があると認識している。しかし、子どもそれぞれの地域との関係機関と関係性を構築することは、退所後の見守りに有効なことから積極的に連携を図るよう心掛けている。コロナ禍にあって、リモート面接など距離を超えたツールが普及し活用できる環境が整備されたこともあり、新たなアプローチの工夫が期待される。</p>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・年２回地域連絡協議会を開催し、中学校・小学校の校長、幼稚園の園長、児童相談所参事、自治会連合会会長、地元自治会長、民生・児童委員協議会主任や地元の民政・児童委員のほか家庭裁判所の調査官がオブザーバーで参加して話し合い、相互理解を深めている。地域住民向けの相談事業などは今後の課題となっている。また施設内に多くの職員が居住しており、今後、自治会に加入するなど、地域住民とのコミュニケーション、回覧などを通じた地域情報の取得なども検討されたい。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・本事業に対する地域住民の理解を深めてもらうとともに、子ども達が地域行事に参加し、職員が学習会を実施し、施設内の設備を開放するなどの交流を通して地域連携を図ることを目指している。コロナ禍で見合わせているものもまだあるが、施設内の畑を使い、サツマイモやタケノコ掘りの体験を保育園児などに提供している他、体操クラブに体育館を、市内のクラブにテニスコートを貸し出している。また、施設の運動会に地域の小学校や中学校の子どもたちを招いた交流を実施し、施設入り口の外のゴミ拾いやフェンス外側の草刈りなど周辺環境整備も行っている。さらに、職員が地域の学校を会場として「子どもの理解」に関する講演を行い、地域の祭りに子どもたちが育てた米や野菜を出品する等、取り組みをすすめている。今後は、子どもと地域住民との交流の機会をさらに増やし、相互理解が深まることが期待される。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ—１ 子ども本位の支援

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設では、子どもの権利擁護を基本とした支援に努めている。子どもの権利擁護の主な取り組みについては、「学院のしおり(子どもの権利ノート)」の子どもへの配付と説明にはじまり、意見箱を施設内8カ所に常設、「生活アンケート」を毎月実施、「学院生活についてのアンケート」年2回実施、第三者委員による子どもへの面接などが挙げられる。挙がってきた意見については、職員間で共通理解を図り、支援にいかしている。「学院生活についてのアンケート」や「生活アンケート」から配慮を必要とする子どもを見出し、個別に対応している。さらに、集計結果については、時系列の推移などを分析し、課題や成果を抽出するなどして施設全体の支援サービスの改善、設備などの見直しに役立てることを検討されたい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設は、生活空間内でのプライバシーについては、集団生活という支援スタイルの中で守り切れていない部分があると認識している。施設では個室化を検討しており、一部簡易的に個室にできる部屋はあるものの、本格的な個室化については、寮舎改築の予算上の問題もあることから、まだ構想の段階にとどまっている現状がある。子どもの安心安全を守るため、居室とロビーはガラス窓で仕切られているが、例えば、居室内をカーテンで仕切るなどの工夫や、職員が安全を確認できるとともに、人の目を気にせず過ごすリラックススペースを用意するなどの配慮を検討されたい。加えて、個人情報の保護とは別に、プライバシー保護に関する基本姿勢を定めて「学院生活のしおり(子どもの権利ノート)」や「国立武蔵野学院の紹介」、事業計画書、ホームページなどに掲載し、職員にも周知することが期待される。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設には全国から入所があり、入所前段階では措置児童相談所を経由して、子どもと保護者に施設の資料やパンフレットを送付している。令和2年に厚生労働省から「国立児童自立支援施設への入所等について(協力依頼)」を都道府県、政令指定都市など児童福祉主管部(局)長宛てに出されており、措置児童相談所には、子どもの状況把握や入所動機付け、親権者への説明と医療の提供に関する同意の取り付けなどを要請している。児童相談所には児童自立支援施設への理解不足がある場合もあり、しかも制度的な制約から子どもや保護者とは措置児童相談所を介してのやり取りで情報収集には限界があるため、オンライン面接などのさらなる活用を含めて検討している。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・入所にあたって、子どもの不安解消と施設の生活への理解に向けた丁寧な説明を行ってお</p>		

り、「小舎夫婦制」の家庭的な雰囲気により安心・安全を感じてもらえるように努めている。子どもの自立支援計画作成前には面談に複数の職員が参加し子どもの自己決定を尊重しながら共に支援内容を検討している。面談結果に基づいて自立支援票会議で話し合い、自立支援計画票を策定している。自立支援票会議は入所3ヵ月その後は4ヵ月ごとに開催している。保護者が来院の際は、施設内や生活している寮の見学、親子再統合にむけた面会室や家族調整室を用意して受け入れている。遠隔地の保護者に対しては、措置児童相談所とオンラインでつないで、話し合いをしている。

32

Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等  
にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

・退所後の児童相談所等へのスムーズな引き継ぎのため、寮担当職員や心理士が連携し、子どもの特性に配慮した関わり等、施設で培ったノウハウを引き継ぎ書とする等、支援の継続性に配慮している。一方、退所後の子どもの見守りについては、措置児童相談所や退所後に入所した施設を通じて把握しているが、退所後2年目以降の把握は困難な実態がある。例えば、連絡が可能な退所者からサンプリングを行って、モニタリングを実施することは試行に値し、状況把握につながると考えられる。なお、アフターケアについては実施しているが、窓口等を明記した文書やアフターケア計画書は、現時点では作成していない状況であるため、今後は、退所時にアフターケア計画を本人と取り交わすことも検討されたい。

Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33

Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

<コメント>

・子どもの満足度は、自立支援計画票作成時の子どもとの面接や定期的な面接の他、寮担当職員が日常の観察や会話を通じて確認している。また、年2回行う「学院生活についてのアンケート」、毎月の「生活アンケート」でも把握している。アンケート結果について、年2回「子どもの権利擁護委員会」を開催して第三者委員に諮り、助言を支援に反映している。調査結果は、検討会議に報告して改善策を立て、子どもたちにも報告しており、アンケートから対応が必要とされる子どもについては、個別に対応している。第三者委員が、職員と子どもの仲立ちをして、関係修復ができた実績もある。なお、今回の福祉サービス第三者評価で実施した利用者調査結果は、概ね高い満足が得られている。

Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34

Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

<コメント>

・施設では「苦情解決規定」を定めて、子どもには入所時に「学院生活のしおり」と「皆さんの権利を守るために—苦情解決のしくみ—」を使って読み合わせ、説明している。施設内の要所に苦情解決第三者委員の顔写真の入ったポスターを掲示し、意見箱を施設内8カ所に設置して、毎週投函されているかの確認を行っている。苦情解決第三者委員で構成し、年2回開催する「子どもの権利擁護委員会」の終了後には、委員と子どもたち一緒に食事を摂り、親しみを持つ機会を作っている。なお、子どもと保護者に説明する冊子「国立武蔵野学院の

紹介」にも苦情解決制度について、丁寧な説明を掲載することが望まれる。		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子どもが相談や意見を述べやすい環境づくりの取り組みについては、意見箱の利用促進、「児童アンケート」の実施、第三者委員による面接、「子どもの権利擁護委員会(第三者委員会)」の開催、生活の場において意見に耳を傾けることを挙げている。子どもの権利を擁護するためにもっとも大切なことは、日頃の子どもとの関係性を大切にするという認識のもと、悩み等があった時に子どもが話しやすい関係を職員自身が作っておくこと、コミュニケーションを通して子どもの些細な変化等を感じ取ることだとしている。また、子どもに安全・安心感を与える職員の姿勢であると考えている。なお、苦情解決制度については、苦情解決第三者委員のポスターに連絡先が記載されておらず、委員に直接子どもが意見や要望を伝えるしくみがないため、工夫や対策が望まれる。また、要望や感想などの投稿も支援等の改善にいかすことに効果があることから、引き続き、幅広く意見を収集することに努めるとともに、意見箱の名称変更も含めたしくみづくりを検討されたい。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・支援内容や生活環境に関する子供の意見・提案、要望について、対応マニュアルに従って積極的な取り組みがなされている。意見箱は、毎週チェックして、その日のうちに検討し直接本人に伝え、無記名についても速やかに「むさしの新聞」や講堂集会で報告している。寮担当職員などに直接話しにくいことは、毎月行う「生活アンケート」の自由記述覧を使って調査課長に伝えられるしくみが確立している。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・個別のリスク、例えば寮内でのトラブルについては電話機を使って近隣寮や本部に緊急通報するしくみがあり、緊急時や無断外出、服薬などは、個別に対応マニュアルを作成して対応している。しかし、事故の対応も重要であるが、事故を未然に防ぐ努力も重要であり、例えばリスクマネジメント委員会等を立ち上げて総合的なリスク管理を行うとともにリスク要因を洗い出すために、簡易なヒヤリハット報告書を作成して、職員に提出を督促、積極的に収集し、事故になる前の対応に努める、事故予防のしくみが望まれる。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・医師と医務課が中心となって感染症対策マニュアルを作成しており、感染予防と感染した場合の対応について適切に対応している。行事や交流は、新型コロナウイルス感染症に対応するために見合わせていたが、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、5類に移行したことから再開しつつある。今後についても、感染症の蔓延が起こる事態を想定し、対応す</p>		

べきことについて、朝会や職員会議で感染症予防及び蔓延についての呼び掛けをしている。		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・災害の発生に備えて、防災・避難訓練を毎月行っている。また、消防署が参加し、消火訓練を含む総合防災訓練を年2回実施している。毎月行う防災・避難訓練では、地震を想定しており、毎回震度5強として訓練しているが、震度6、7の場合も想定した訓練やシミュレーションの実施も望まれる。事業継続計画（BCP）については、現在策定中であるが、被災しかつ孤立すること、近隣の住民が避難してくることなどを想定しつつ、被災後速やかに中核事業を再建することを旨として、年度内に策定を終えることをめざしている。</p>		

### Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・「学院生活のしおり」には子どもの権利条約の4つの柱が記載され、学院としての権利擁護の姿勢を明示している。附属人材育成センターが実施する研修等で支援の質の向上を図り、受講資料は施設内で回覧している。個々の子どもの支援は定期的なケース検討会議で検証し、協議・共有している。経験値に基づく支援は大切であるが、子どもの特性が多様化する中で適切な支援が展開できるよう、標準的な実施方法に基づき確認するしくみは課題としている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ケース検討会議で、策定された自立支援計画票に沿って子どもたちそれぞれの各段階に応じた目標の達成度の確認や支援内容を検討している。子どもには毎月「生活アンケート」を実施し、生活状況の把握と意見を受け止め、自立支援計画票にも反映している。規定集やマニュアルの検証・見直しに関する時期を年度末もしくは年度当初としているが、自立支援規程集等、一部マニュアルにおいて見直しが不十分な状況が見受けられており、しくみの再構築に期待したい。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・自立支援計画票は調査課長を責任者として、子どもが入所後3ヶ月後に児童精神科医師、心理士、寮職員、施設内学校教諭等を交えたケース検討会議を実施し作成している。自立支援計画票は児童相談所の援助指針や、アセスメントシート、児童調査書を基に目標、評価等、各シートで構成されている。子どもの目標や努力することは、寮担当、分教室、教務課、医</p>		

務課等各項目で支援内容が明記されている。課題のある子どもには中間アセスメントや関係者を交えたケース検討会議が実施され、自立支援計画票に沿った支援が展開されている。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・自立支援計画票は入所後3ヵ月、その後は4ヶ月ごとに児童精神科医師、心理士、寮担当職員、教職員等が参加するケース検討会議で、短期目標、本人の努力、寮担当・分教室・教務課・医務課等の各項目の支援内容は、それぞれの目標設定に基づいて評価するしくみが整っている。見直しによって変更した自立支援計画票は業務支援システムで全職員が把握できるようにしている。緊急に支援計画を変更する場合はケースカンファレンスを開催し協議している。</p>		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・行動観察記録、健康診断、診察記録等、組織で統一した記録類は業務支援システムに入力している。LANシステムのネットワークで、職員間の情報共有が図られている。朝会、ケース検討会議、ケースカンファレンス、各課の会議で施設内情報を共有している。文言の使い方など具体的な記録方法はその都度、指導しているが、具体的な記録方法を施設全体で標準化する取り組みは、今後の課題として認識している。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子どもの個人情報調査課執務室内の鍵のかかる書庫で保管している。データ化されている情報については外部に漏えいすることがないように、インターネットにつながらない状態で管理している。子どもには入所時に外部からの不審な問い合わせには応じていないことを説明している。個人情報の保護の観点からの記録管理の研修等は定期的に行われることが期待される。</p>		

## 内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・入所時に子どもに渡す「学院のしおり」には子どもの権利条約の4つの柱を示している。職員は、子どもの利益を第一義として真摯に向き合うよう心がけ、子どもの意思尊重、思想や信教の自由を最大限配慮し、安心・安全を保障できるよう努めている。リスク管理委員会で院内非行の防止等を検討し、日々の子どもの関わりから権利侵害の早期発見、防止を行っている。意見箱、アンケート、面接などから子どもの意見や苦情を聴取し、「子どもの権利擁護委員会」で第三者委員に報告している。</p>		
A②	A—1—(1)—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・入所時に子どもには「学院生活のしおり」に沿って日常生活のルールを説明している。行動の一部を制限する強制的措置は家庭裁判所の許可のもと、強制的措置に関するガイドライン等、規程に沿って一連の手続きを行い、子どもの最善の利益につながることを前提の実施に努めている。調査課、教務課、医務課による入寮協議において行動制限を行う強制的措置寮での支援内容について検討し、実施した場合は、保護者や児童相談所に報告を行っている。</p>		
A③	A—1—(1)—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・「学院生活のしおり」で日常生活における権利について、正しく理解できるよう説明している。個々の支援の場では、自らの意思で自由にできることや利益を主張できる一方、立場に応じて果たさなければいけないことがあると伝えている。年2回、第三者委員立会いによる「学院生活のアンケート」を実施し、困っていること、悩んでいること等を聞き取り、第三者委員から権利と義務の大切さを話している。職員には子どもの権利に関する研修を実施し、資料などは回覧している。</p>		
A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・職員には「被措置児童等虐待の防止」の資料を配付し、研修を実施して不適切なかかわりの防止を徹底している。毎日の申し送りや各種会議で子どもの行動・言動を職員間で共有し、対応が異ならないようしている。子ども同士のトラブルを予防するために密室や死角を作らないよう配慮している。子どもには「学院生活のしおり」に不適切な関わりがあった際の表明方法を明示しているが、自分自身を守るための知識や具体的な方法を学習する機会を設けていくことが望まれる。</p>		
A—1—(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A—1—(3)—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・規則正しい日課を継続することで心身ともに安定した状態を保ち、学習や作業に集中する力を培い、生活習慣や生活技術を習得している。就寝前の反省会で自分の行動を客観的に見</p>		

直し、職員は助言・指導を行っている。部活動は本人の希望と生活状況を考慮し決め、行事は生徒会が企画し運営することも取り入れ、部分的ではあるが自ら考えて行動する活動としている。生徒会には寮の代表が参加し、日常生活の中で挙げた意見を施設に伝えている。		
A⑥	A—1—(4)—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・退所後は子どもや保護者等との電話や手紙、メールのやり取り、リモート等で近況を聞き相談に応じている。近距離の場合は、来院による相談や、職員が必要に応じ退所先や学校、児童相談所、職場等に出向き支援や調整を行っている。児童相談所の協力を得て退所後3ヵ月、6ヵ月、1年、2年の予後調査を実施し、子どもや家庭の様子把握に努めている。退所後の相談窓口の設置や具体的な体制等、支援に関する仕組みや方法についての検討が期待される。</p>		

## A—2 支援の質の確保

A—2—(1) 支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・小舎夫婦制による少人数で家庭的な日常生活の中で、子どもたちが「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係を育み、安心・安全な生活を提供している。寮職員のみならず多くの職員が施設内に居住し共生社会を形成している。子どもが施設の生活に慣れ始め、規則正しい生活により基礎体力がついた頃に力に応じた目標を立て、「できた」という達成感につなげ自己肯定感を育てている。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子どもには「学院生活のしおり」の「約束ごとについて」をもとに説明を行い、当番や役割は協力して行うことを伝えている。個々の子どもの年齢や特性などを考慮し、決まりの理解を促している。職員は子どもとともに生活し、集団の中で自身の価値観の幅を広げ協調性や社会性を身につける支援に努めている。院外行事で潮干狩りやスキーなどに外出する機会はあるものの地域社会への参加については施設の特性上難しい面もあり、今後の課題としている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子どもの行動上の課題については、生活場面で面接を行う等、日々の生活を通じて振り返りを行い改善につなげている。状況に応じ、寮職員をはじめ医師や心理士が面接を行い振り返る機会もある。問題が起きた場合は他者からの刺激を遮断する等、クールダウンの時間を</p>		

持ちながら、自己と向き合える支援を行っている。ケース検討会議は定期的に行い、問題発生メカニズムについて個別に検討している。		
A-2-(2) 食生活		
A⑩	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・栄養士や「食」の係の職員が連携し、栄養バランスの良い食事を提供している。年1回「給食アンケート」を実施し、子どもたちの好みや要望を反映させている。子どもの個人差・体調・疾病・アレルギー等は個別メニューを提供している。厨房で作った食事は温冷配膳車で運び適温で提供され、配膳下膳等の当番を決めている。職員もともに食卓を囲み会話をしながら楽しく食べている。子どもが生涯にわたり健康でバランスの良い食生活が送れるよう年間を通して農作業を行い、自然を体感し、米や野菜の収穫を得て食への感謝の心を育てている。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・衣服は普段の登校時のジャージや学校行事の際の制服等を用意している。季節や日課、目的に応じ支給され、洗濯の仕方、保管方法を日常生活の中で習得できるよう、寮職員が支援している。週に1回靴を洗い清潔に大切に使う習慣が身につくようにしている。下着や汚れた時に着替える衣類は確保され、購入においては「衣」の係の職員が計画的に行っている。衣生活の大切さについての意識付けができるよう支援しているが、自由に衣類を選んだり、ボタン付け等簡単な修理をする機会は設けていない。</p>		
A⑫	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・少人数で暮らす小舎制で、テレビを見る機会や要望があった雑誌や漫画などを設置し、子どもができるだけくつろげる環境にしている。清掃や修繕は日常的に行い、清潔で安全に過ごせるようにしている。感染症等、疾病時に静養できる寮は確保されている。子どもの状況に合わせ、パーティションをつけ、個の空間を作れるようにしているが、安全重視のため隠れることができる場所はなくしているため、プライベート空間を作ることは難しい現状がある。</p>		
A⑬	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子どもの希望や生活状況を考慮し、野球、卓球、テニス、水泳、マラソン、文化祭選抜隊、補習の部活動に入部できる。部活動は毎日の日課に組み込まれている。部活動を通して個性を伸ばし特技を育み、職員の適切な指導のもとに、自発的、自主的な活動を行い、協力、チームワーク等、社会性の発達を促している。地域のスポーツ大会や文化祭に参加することを目標に据え、活動のモチベーションとし、参加後に達成感を得られるようにしている。</p>		

A-2-(4) 健康管理		
A⑭	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 寮担当職員は子どもの健康状態を日頃から観察している。非常勤の医師2名と看護師1名を配置し、必要に応じ診察や定期検診、予防接種を実施している。健康上特別な配慮を要する子どもは、医療機関と連携し薬歴等を確認して留意点や緊急時の対応を明確にしている。感染症に対応するマニュアルが整備され、緊急時は昼夜問わずオンライン診察も行われている。近年においては、配慮を必要とする子どもが増加している現状を踏まえ、例えば、障害特性に応じた支援体制など、配慮を必要とする子どもに対しての支援体制の構築に期待したい。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 日頃から寮担当職員が、睡眠・食事摂取等の状況を把握し、子ども自身が良好な健康状態を保持できるよう支援している。定期的な寝具の日光消毒や理髪、身だしなみや衛生面については日常生活の中で自己管理できるように支援している。生活の中での軽微なケガ等は看護師が対応し、寮職員等と情報共有している。院内のハザードマップを作成し、職員間で危険箇所を周知しているが、子どもへの周知や健康をテーマに取り上げ自ら身を守ることを学ぶ機会を設けることが望まれる。</p>		
A-2-(5) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 性に関する正しい知識や関わり方を学び、適切な行動がとれるよう、性教育委員会を設置し、子どもたちに向けた講座「思春期塾」を実施している。「思春期塾」では倫理観、責任感、他者に敬意を持ち行動できる力を身につけられるよう、身体の仕組みなどを学ぶ「からだコース」と、境界線の理解等、人との距離感を学ぶ「こころコース」に分け、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を行っている。個別には心理士が性教育プログラムのカウンセリングを行っているが、必要に応じて、外部講師による学習会の実施についても検討されたい。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑰	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 暴力・暴言はどのような理由でも許されないことを大前提とし、日頃から職員が子ども同士の関係性や行動に注視した支援に取り組んでいる。不仲等の状況を含めた子どもの様子は、職員間で共有している。子どもの暴力等が生じた際は、職員全員に知らせる一斉放送等、支援要請の連絡体制がある。暴力やいじめに関する対応には職員の経験値のみならず、一定のマニュアル等の整備が望まれる。</p>		
A⑱	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・入所時に児童相談所から子どもの生育歴や特性等、詳細な情報を得て、施設内で共有し、行動上の問題があった場合には、必要に応じて児童相談所とカンファレンスを行い、対応を協議する等、情報共有している。毎日の申し送りや各種会議で子どもの行動・言動を職員間で共有し、行動化に至らない支援に取り組んでいる。職員は子どもの行動上の問題とメンタルヘルス等の研修や支援技術を学ぶ機会を設け、多角的に検証して原因を分析したうえで記録し、以後の対応にも役立てている。</p>		
<p>A—2—(7) 心理的ケア</p>		
A⑱	A—2—(7)—① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・自立支援計画の目標設定時に心理的ケアのニーズを把握し、必要性がある場合は、常勤の心理士が面接を行い、心理的な支援のプログラムを策定している。心理的ケアが必要な子どもには、解決に向けた支援プログラムを策定している。心理士は寮職員と相談しながらプログラムの効果を評価し、見直しを行い継続的に心理的な支援を実施している。</p>		
<p>A—2—(8) 学校教育、学習支援等</p>		
A⑳	A—2—(8)—① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設と施設内学校は授業がある日に朝会を実施し、情報共有している。子どもの日々の心身状況等の記録は業務支援システムで把握し、子どもの状態に合う声かけを行っている。自立支援計画票に学習計画を盛り込み、計画に沿って支援を行い、ケースカンファレンスで振り返り、見直している。学習のみならず、部活動や行事等で子どもが活躍し認められる場を設けている。</p>		
A㉑	A—2—(8)—② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設内学校では学習を加味した習熟度学級を編成している。子どもの能力や学習状態に合わせた教材や学習内容を用意し、施設内学校職員と施設職員によるチーム・ティーチング方式の授業を行っている。中学卒業後は子どもの進路希望をもとに通信高校と就職コースを編成し、高校卒業程度認定試験や介護、建築関係の資格取得等、将来に向けた支援をしている。職員が授業の補習、受験、復学に向けての個別学習支援を行っているが、今後は外部の学生ボランティア等による学習支援も検討されたい。</p>		
A㉒	A—2—(8)—③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・学校教育と両立できるよう作業活動を実施し、農作業、屋外・屋内環境整備を行っている。特に農作業は作物ができるまでの過程を通じた自然の体感や、協働して仕事を達成する喜びを体験し勤労意欲を高め、社会人として自立するために必要な態度や行動を育てている。職場体験実習が可能な事業所は園芸業等数カ所あるが、退所後、進学や復学する子どもが多く、</p>		

職場体験実習先を積極的に開拓していないことを課題としている。		
A⑳	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学3年生の進路指導は、子どもの意思を優先し、自己決定ができるよう施設内学校職員と寮担当職員が連携して支援している。中学卒業後、通信高校と就職コースに進むことができる。全国から入所していることもあり退所後については措置児童相談所と連携し、地元の高등학교や就労先の情報も得られるように努めている。高校を卒業する子どもの支援実績はないが、高校卒業予定の子どもの想定した進路支援のカリキュラムの策定が望まれる。</li> </ul>		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭状況は児童相談所と情報を共有し、再構築に向けた対応について協議している。家族との関係を改善する必要がある子どもは、自立支援計画票を活用し家族の意向を聞き、親子関係構築支援を行っている。必要に応じて、通信や面会、許可外出泊等を実施している。行事に参加希望のある家族については、家族調整室を利用して一緒に過ごす時間を持てるようにしている。退所した子どもの家族には寮職員や心理士が相談に応じている。</li> </ul>		
A-2-(10) 通所による支援		
A㉒	A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者評価共通評価基準等において、通所による支援を実施していない場合は一律に「c」評価とすることが示されていることから「c」評価としたものであるが、国立児童自立支援施設については、法令により、通所支援を行うことが求められていない。</li> </ul>		